

C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C1	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	指導者講習	本年度の指導者講習においては、必要に応じて都道府県において指導者講習を実施し、当該講習の受講者も基本研修及び実地研修における講師になりうるとのことだが、都道府県における指導者講習を受講した者については、どのように認定をするのか。	各都道府県において指導者講習の修了証を発行する等していただきたい。都道府県における指導者講習は委託による実施も可能である。
C2	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	指導者講習	本年度の開催は10月に大阪、東京で行われるが、それ以降に再度、厚生労働省で開催する予定はないか。	本年度の予定はない。
C3	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	研修類型	気管カニューレ内部のたんの吸引や、経鼻経管栄養について、実地研修の対象者が確保できないが、どのように対応すればよいか。	実地研修(不特定多数の者対象)については、すべての行為を対象とした課程と、「気管カニューレ及び経鼻経管栄養」を除いた課程を設けている。
C4	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	カリキュラム	研修カリキュラムについて、時間数、項目(大・中・小)はそのとおりに行わなければならないのか。県の裁量や独自性は一切認められないのか。	実施要綱に示された時間数や項目(研修テキストの小項目を含む)の内容に沿ったものを補助金の対象とする。ただし、受講生の理解度に応じて内容を付け加える等、実施要綱に示された内容以上に実施することは差し支えない。
C5	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	カリキュラム	都道府県研修において、基本研修の内容を「不特定」と「特定」と比較した時、「講義」の科目、及び時間数に違いがあるため、「不特定」と「特定」の研修を合同で行うことは不可能(別々に行う)と考えてよいか。	特定と不特定では別のカリキュラムであるので、研修は原則別々に行うべきである。
C6	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	講師の要件	研修の講師は、本年度実施する指導者養成研修を受講する必要があるのか。指導者講習を受けている看護師が在籍していないと研修事業を実施できないのか。	講師は、指導者講習(都道府県による指導者講習を含む。)を受ける必要がある。(次項を併せて参照のこと)
C7	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	講師の要件	平成23年度研修事業介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱(不特定多数の者対象) 5. 講師の項において、基本研修(講義、演習)の講師は、原則として指導者講習を受講した医師、保健師、助産師又は看護師とあるが、「例外」として想定されるのはどのような場合か。	実施要綱5(4)の「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」については、指導者講習の受講に関わらず、当該科目に関する相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない、としている。
C8	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	基本研修、実地研修	「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知)に基づき実施された介護職員に対する研修の受講者が、本年度の研修を受講する場合に受講を免除される部分はあるか。また、上記の研修の他に、都道府県の判断で当該科目の受講を免除することは認められるか。	左記研修受講者については、本年度の研修事業の基本研修(演習)のうち「口腔内吸引」、実地研修のうち「口腔内のたんの吸引」については免除できる。その他の研修受講による免除はない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C9	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	有料老人ホームは、介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護事業所」が対象となるのか。	必ずしも限定するものではないが、実施要綱に規定する適切な医療等の体制が整っている施設であることが必要。
C10	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	研修実施要綱の「3. 対象者」で、病院・診療所で就業している介護職員等は除外されるのか。実地研修施設では、介護保険施設とあり、介護療養病床を含むのか。	研修を受講する介護職員等の就業場所については、制度化後、病院・診療所が登録事業所にならないため、病院・診療所を除外している。実地研修施設には、実施要綱のとおり介護療養病床を含む。
C11	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	実地研修実施要領において、「医師の指示」とあるが、この医師は誰を想定してるのか。	利用者の主治医や施設の配置医を想定しており、指導者講習を受けている必要はない。
C12	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	試行事業との関係	「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」において実施した「介護職員によるたんの吸引等の試行事業」で研修を受講した介護職員は、都道府県研修を受講したものと見なせるか。	試行事業において、基本研修及び実地研修を修了と判定された方については、本年度の研修を受けずに認定特定行為業務従事者の認定を受けることが可能(修了した行為のみ)。基本研修まで修了した方については、基本研修の講義の免除が可能。
C13	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	委託	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱の2において、実施主体は、「都道府県」が「適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できる」とあるが、ここでいう「研修実施機関」と「登録研修機関(附則第4条第2項)」であるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の事業における「研修実施機関」はいわゆる実習施設を指すものであり、法律施行後の「登録研修機関」とは異なるもの。 平成23年度については、登録制度は施行されていないため、必ずしも登録を受けている必要はないが、実施要綱の要件を満たし、研修を適切に実施できる機関に委託をしていただきたい。
C14	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実施報告	事業の実施状況の報告については、どのように対応すべきか。	交付要綱に基づく実績報告のほか、事業の実施状況についてご報告をいただきたいと考えており、別途通知したい。